

第六期長期計画・第二次調整計画の策定について

令和 5（2023）年 12 月に市長選挙が行われたことに伴い、武蔵野市長期計画条例第 3 条の規定に基づき、実行計画（第六期長期計画・調整計画）の見直しを行い、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間を計画期間とする武蔵野市第六期長期計画・第二次調整計画（以下「第二次調整計画」という。）を策定する。

1 基本的な考え方

- (1) 第六期長期計画の議決事項「武蔵野市第六期長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について」の枠組みの中で見直しを行う。
- (2) 市長公約について、第六期長期計画・調整計画から読み取ることができないところにテーマを絞って策定する。
- (3) 市長公約の速やかな実現を図ることができるよう、第二次調整計画を令和 6（2024）年度中に策定する。
- (4) テーマを絞って速やかに策定するため討議要綱の作成は行わず、可能な範囲で市民参加・議員参加・職員参加を中心とした「武蔵野市方式」に則り策定する。
- (5) 第二次調整計画の策定にあたっては、現在策定中の個別計画等との調整を行う。

2 策定方法

(1) 市民参加

① 策定委員会

- ・ 市民、市議会議員及び職員との意見交換を通じて総合的に政策の調整を行い、第二次調整計画案（以下「計画案」という。）を作成し、市長に答申する。
- ・ 第六期長期計画・調整計画の一部見直しであることと、速やかな策定のため、第六期長期計画・調整計画を策定した委員（公募市民委員も含む）の中から構成する。

② 意見交換会等

市民間の討議を重視し、多様で広範な市民参加の機会を設ける。

a) 市民意見交換会

- ・ 論点及び計画案について、策定委員会と市民との意見交換を対面形式及びオンライン形式で行う。
- ・ テーマに関係する分野の団体に対し、ダイレクトメールで市民意見交換会の案内を送付する。
※ 計画のテーマについては庁内本部会議において整理するため、課題や論点の抽出に適する手法であるワークショップ形式による市民参加は行わない。

<裏面あり>

- ・ 中高生世代に関係するテーマ等について、策定委員会と中高生世代による意見交換を行う。

b) パブリックコメント

- ・ 計画案公表時にパブリックコメントを実施する。

(2) 議員参加

- ・ テーマ及び計画案について、策定委員会と市議会議員が意見交換を行う場を、議員参加として実施する。

(3) 職員参加

- ・ 職員個人の意見提出や策定委員会との意見交換等、主体的な参加を促す。

3 策定スケジュール（案）

令和6（2024）年6月	補正予算案提出
8月～9月	策定委員会への諮問及び策定委員会の発足 各種意見交換
11月～12月	計画案公表 パブリックコメント 各種意見交換
令和7（2025）年1月	策定委員会から市長へ答申

4 その他

- (1) 計画の論点整理を行うほか、策定委員会と連携して庁内における必要な業務を統括・実施し、その活動を通して職員参加を促すことを目的として、庁内推進本部を設置した。
- (2) 策定方法、策定スケジュールの詳細については、策定委員会と協議のうえ、決定するものとする。

担当課 総合政策部企画調整課